

令和 2 年 6 月 20 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03330

研究課題名(和文) 国際人権条約上の履行監視機関の正当性に関する研究

研究課題名(英文) Study on the legitimacy of the monitoring bodies established under international human rights treaties

研究代表者

北村 泰三 (Kitamura, Yasuzo)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：30153133

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、「立憲の多元主義」を分析枠組として用いることにより、国際人権条約上の履行監視機関の正当性(legitimacy)の条件を明らかにすることである。そのため本研究では、人権条約システムの「正当性」(社会の成員間で強制によらずとも従うことが義務であり、正しいと認識されているルールの属性)は、各国の憲法秩序に見られる民主的な価値に内在するのではないかという仮説から出発した。特に、種々の価値観を包摂する国際社会における人権保障という視点からは、多様性の確保という立憲の多元主義から派生する価値の実現が人権条約上の履行監視機関の正当性を論ずる上で重視されるべきであると考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国は、自由権規約を批准してから40年以上経過しているが、必ずしも人権の国際化は進んでおらず、国際的人権機関からの批判的な要請が強まっている。本研究は、我が国としても人権の国際人権条約の要請に応じる必要があるのはなぜかという問題から出発する。結論的には、多様性の尊重が重視される現代社会においては、国際的人権機関との対話を通じて多様性の尊重を図ることが重要であることを指摘するものである。

研究成果の概要(英文)：The study aims to clarify the conditions for the legitimacy of the monitoring bodies established under the international human rights conventions by applying the concept of "constitutional pluralism" as an analytical framework. The justification of the human rights treaty system is found in the legitimate value in each country, the attribute of which is recognized as obligatory for members of society to obey without compulsion. In particular, from the perspective of guaranteeing human rights in the international community that embraces various values, the study concludes that ensuring diversity should be essential in evaluating the legitimacy of the monitoring bodies under the human rights convention systems.

研究分野：国際法 国際人権法

キーワード：国際人権法 人権条約 正当性 国際人権規約 立憲の多元主義 ヨーロッパ人権条約 ヨーロッパ人権裁判所 多様性

1. 研究開始当初の背景

我が国が国際人権規約を批准してから既に35年以上が経過している。その間、わが国政府報告審査等において条約上の履行監視機関が公表した勧告において我が国に対して厳しい対応が求められてきた。しかし、諸外国と比べて、わが国では国内裁判所における人権条約の実体規定の解釈、適用に与える影響は、ごく部分的に止まっているのはなぜかという疑問があった。その一因は、わが国裁判所においては人権条約の消極的な解釈、適用が固定化していて、立法裁量に委ねたり、時代の変化に対応することをためらう傾向が顕著にうかがわれる。この現状を改め、国内裁判所における人権条約への援用の機会を増やすためにも実施機関(とその条約解釈)の正当性を明らかにすることにより、人権条約上の実施機関に対する評価と信頼性を根拠づけることが必要ではないかと考える。

2. 研究の目的

現代のグローバル化の時代においてもなお、各主権国家は、独立した存在としてもっぱら主権的裁量に依拠して自由に各国の国内法を制定する建前をとっている。ただし、確かに治安の維持や伝統的な風俗、習慣に関する面では、各国の主権的裁量に委ねられ部分もあるだろうが、個人の人権保障に関する問題などの分野では、国際人権法によって各国の裁量に委ねられた部分はますます縮小される傾向にある。その際に、各国の国内法は、国際人権法に矛盾せず、一致することが要請されている。そこで、各国の国内法と国際人権法とが矛盾、抵触関係にあるかどうかは、今日、国際人権法の解釈に委ねられており、なかんずく、その整合性の判断は、人権条約上の履行監視機関による人権条約の履行監視体制の下で行われるようになっている。そこで、主権国家の裁量を制限するような人権条約の解釈が履行監視機関によって表明される場合、そうした履行監視機関の存在やまたそれにより人権条約の解釈自体がなぜ、国家に対して(強制力を持たないまでも)遵守を求める根拠があるのかということが問題となる。本研究は、まさにそうした人権条約上の履行監視機関が正当性を有することを検証することにある。そのためには多元的国際社会における各種の非国家主体を包含する立憲的な秩序形成のための議論を構想する必要がある。この点に、本研究において立憲的多元主義の視点から条約の履行監視機関の正当性の問題を扱う理由がある。

具体的に人権条約の履行監視機関の正当性に関する問題を検討するに際して、条約上の履行監視制度の正当性という問題と人権条約の解釈における正当性という問題を検討する。

国際人権機関が国家に対して発出する勧告、意見等は人権の履行システムにおいていかなる意義を有しているのか必ずしも明らかにされていない。そこで、本研究では、人権条約上の履行監視機関の正当性に対して国家の側から提起されている異議申立を踏まえて、人権の実施機関の正当性を明らかにする。その際に本研究では、多元的な国際社会における人権保障の枠組として立憲的多元主義という視点に重きを置く。

同様に、普遍的な国際社会における条約上の実施機関による条約解釈をめぐる正当性の議論にも、グローバルな立憲的多元主義という視点を取り入れることにより、各国の憲法裁判所(又は最高裁判所)と条約上の履行監視機関との間における司法的対話を通じた補完的關係を模索・追究することが可能ではないかと考える。本研究においては、人権条約上の履行監視機関が関係国に対して、実際にどのような影響力をもたらしめているかとい実際の問題についても検討する。

3. 研究の方法

国際的人権保障と立憲的多元主義との関係については、ヨーロッパ諸国において議論が活発に行われている。節目を迎えたEU統合と60年以上にわたるヨーロッパ人権条約の実施の経験はヨーロッパ諸国内において、従来の主権国家を基礎とする人権保障の枠組を大きく変えてきたからである。そうした主権国家を越える人権保障の枠組は、ヨーロッパ諸国においてどのように評価されているかがまずは研究対象として取り上げた。

初年度の2017年10月19日~20日には、Academy of European Law主催のセミナー、The Authority of EU Law; Do we still believe in it?に参加することができた。英国によるEU離脱というヨーロッパ統合をめぐる危機的な状況を前にして、EU統合の意義をどこに求めるのが主要なテーマであった。やはり、ヨーロッパ諸国間においても国家を越える統合の意義が問い直されている状況を直視し、経済的な側面だけでなく、民主主義、法の支配、人権保障という価値観を共有することが重要であることを再度認識することができた。

4. 研究成果

1. EU法の刑事司法分野におけるめざましい発展の結果、各国における人権保障との間で緊張関係をもたらしている。すなわち、EU統合を推し進めるならば、EU法上の刑事手続上の諸権利の保障を伴うことが必然的に要請されるが、従来は、EUはこの分野の実体的権利の保障が不十分であった。その欠缺を埋めるためには、EUは一連の刑事手続上の諸権利に関する指令を採択して、EU法の標準を示してきた。こうした指令が、実際にどのように解釈、適用されるかが重要である。この点については、EUにおける立憲的多元主義との関係においてEU裁判所の最近の判例を分析した。その成果は、北村泰三(著)「EU刑事司法と立憲的人権保障の課題」『憲法学の創造的展開 下巻(戸波江二先生古稀記念)』(工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斎藤一久編)信山社、2017年12月、175-200頁)に公表した。また、EUの刑事手続上の権利に関する指令の詳細は、やはり日本語として紹介する必要性を感じたので、その一部について訳出を試みた。北村訳「EUの刑事手続関連指令(仮訳)(1)(2)」中央ロー・ジャーナル16巻2号・3号(2019年)。

2. また具体的な問題として、EU諸国では、刑事被告人の権利保障の分野において指令を採択して共通基準化していることが注目される。それに呼応するかのよう、我が国の刑事裁判の慣行において身柄が拘束されている被告人が法廷に入退廷する際に、手錠・腰縄で拘束されることが人権侵害かという点が最近、問題となった。同様に、ヨーロッパ諸国間でも国際的な人権基準であるヨーロッパ人権条約の解釈との関係で、無罪の推定を受ける権利という観点から、被告人を法廷内において拘束具を付けることを禁止する方向に向かっており、各国の実行に変化が生じていることが分かった。本研究の一環として、ヨーロッパ各国を調査して、その成果は、論文としても公表した(拙稿「法廷における手錠・腰縄で被告人を拘束することは人権侵害か?」)。これらの指摘もあって、我が国の法廷内における手錠・腰縄の使用に関する実践において変化が生じている。

3. ヨーロッパ人権裁判所の判決が各国の人権条約の履行に関する主権的裁量をどのように規制しうるかという問題についても考察を行った。この問題に関しては、「ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる公正な裁判と弁護人立会権 - イブラヒム他対イギリス事件判決を中心に - 」(『国際法のフロンティア』(宮崎繁樹先生追悼論文集)平覚、梅田徹、濱田太郎編集代表、2019年、217-242頁)として発表した。ヨーロッパ人権裁判所は、爆弾テロ事件の容疑者として逮捕した容疑者の取調べという緊急性のある問題については、人権条約の上の人権の制約事由の解釈において、従来の判例法よりも柔軟な解釈を執ることにより国側の主張を容認した。これは、テロ対策という大きな公益の下では、個人の人権が制約されることも正当化されることを意味している。テロ対策が緊急課題となっているヨーロッパ人権裁判所でさえ、各国の裁量を尊重して、最小限の例外措置であれば人権の制限であっても、認められることが分かった。

4. 難民法における迫害要件の解釈において、国際人権条約の解釈を取り入れることが必要である。この点に関しては、わが国の最近の難民条約の解釈に関する判例法の分析を通じて、問題点を考察した。その成果は、メキシコ自治大学の法学研究所が出版したスペイン語の本に収められている。

4. 英語論文 In serch of cultural diversity in international human rights law (Japanese Annual of International law, 2021 予定、脱稿済)においては、フランスのブルカ禁止法がヨーロッパ人権条約上の信教の自由に違反するか否かが争われた事件を契機等において、少数者の文化的多様性の尊重がどのように意義付けられているかを検討したものである。この点に着目したのは、ヨーロッパ人権裁判所は、2014年のS.A.S対フランス事件においては、フランスの同法が人権条約に違反しないとして、人権の制約を適法と判断した。これに対して、2018年に国連の自由権規約委員会も個人通報審査制度においても同様のフランス法が自由権規約上の信教の自由の保障に違反するとの通報を審査した結果、自由権規約に違反すると判断した。ここに、ヨーロッパにおける地域的人権条約上の実施機関の解釈と世界的な人権条約の実施機関の解釈とが異なる評価に至っているという問題がある。この問題は、人権条約の実施機関相互の間で同一事項に関する人権の解釈が異なるという困難な問題が生じていることを意味している。本研究論文においては、ヨーロッパ人権裁判所は、地域的な人権条約機関という前提条件からみればヨーロッパ的な価値観を優先させているようであり、少数の移民に対して排他的な効果をもたらすものであり、むしろ少数の移民の文化多様性の尊重を考慮し、社会的包摂に配慮する必要があることを指摘した。今日のグローバル化した社会においては、特に少数者の文化多様性の尊重が人権条約の解釈の正当性の基盤を提供していると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Yasuzo Kitamura	4. 巻 63
2. 論文標題 In Search of Cultural Diversity in International Human Rights Law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村泰三	4. 巻 1147号
2. 論文標題 入管収容における法の支配と国際人権法 - ヨーロッパ諸国間における実践を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 49-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村泰三	4. 巻 779
2. 論文標題 法廷における手錠・腰縄と国際人権法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 54-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村泰三	4. 巻 16-3
2. 論文標題 (資料) EUの刑事手続関連指令（仮訳）(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 105-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村泰三	4. 巻 16-2
2. 論文標題 (資料)EUの刑事手続関連指定(仮訳)(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 113-133
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北村泰三	4. 巻 21
2. 論文標題 被告人を入退廷時に手錠・腰縄で拘束する措置は人権侵害か?国際人権法からの考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 研究紀要 世界人権問題研究センター	6. 最初と最後の頁 1-42
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kitamura Yasuzo	4. 巻 59
2. 論文標題 The Influence of the International Covenant on Civil and Political Rights on Prisoners' Rights and Criminal Justice in Contemporary Japan	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 99-155
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計9件(うち招待講演 4件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Yasuzo Kitamura
2. 発表標題 Prisoner's Rights in Japan looked from the International and European Human Rights Law
3. 学会等名 Joint Workshop: Significance and Implications of the Comparative Study of the Case Law of the European Court of Human Rights in Asia(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yasuzo Kitamura
2. 発表標題 The rights of migrant workers in Japan
3. 学会等名 Mexico-Japan: legal and cultural comparative system, Autonomous University of Mexico (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 北村泰三
2. 発表標題 EU刑事司法における人権と相互信頼
3. 学会等名 一橋大学EU法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 北村泰三
2. 発表標題 文化多様性を踏まえた難民の受け入れ体制の構築に向けて
3. 学会等名 世界人権問題研究センター
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yasuzo Kitamura
2. 発表標題 Human Rights and Japanese Culture How a Samurai Understood the Idea of Human Rights
3. 学会等名 Council of Europe, Strasbourg, France (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 北村泰三
2. 発表標題 国際人権法からみたわが国の法廷における手錠・腰縄問題
3. 学会等名 第33回近畿弁護士連合会大会シンポジウム
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 北村泰三
2. 発表標題 わが国の難民認定手続における立証責任と立証基準 - 最近の判例を契機として -
3. 学会等名 UNHCR難民法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 北村泰三
2. 発表標題 国際人権法における文化多様性の意義とその射程 - 序論：文化多様性の意義
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 北村泰三
2. 発表標題 我が国の難民異議申立手続きにおける立証基準
3. 学会等名 国際難民法シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 Arturo Oropeza Garcia editor	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Autonomous University of Mexico	5. 総ページ数 562
3. 書名 Una vision juridical y geopolitica en el siglo XXI	

1. 著者名 小畑 郁、江島 晶子、北村 泰三、建石 真公子、戸波 江二	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 572
3. 書名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	

1. 著者名 北村泰三	4. 発行年 2017年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 710頁
3. 書名 「EU刑事司法と立憲的人権保障の課題」戸波江二先生古希記念論文集『憲法学の創造的展開・下巻』2017年12月、	

1. 著者名 北村泰三（編著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 中央大学出版会	5. 総ページ数 374
3. 書名 文化多様性と国際法 - 人権及び開発の視点から	

〔産業財産権〕

〔その他〕

信山社ウェブページ
<https://www.shinzansha.co.jp/book/b448974.html>
中央大学研究者情報データベース
<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/profile/00010405.html>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----